

## 直接課税対間接課税論についての一考察

山之内 光 躬

一

選択的課税形態の、経済的效果については、古くから、財政論の、主要テーマの一つとして、活発な論議が展開されてきたが、なかでも、直接課税と間接課税の効果を比較分析することが、ひさしく、研究者のもっとも関心をひく、課題としてとりあげられてきた。しかし、ここで、考察の対象を、現代の財政理論に限定するならば、その特徴の一つとして、課税形態の選択問題に、厚生経済分析が、しばしば援用されていることを、指摘することができる。

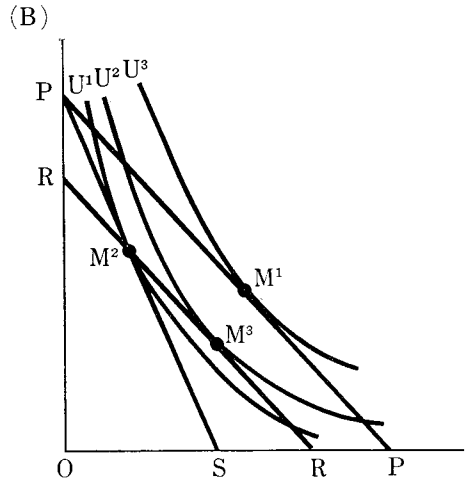
厚生理論の準則の一つは、財の間の、生産における限界変形率が、消費における限界代替率に、等しくなければならぬということであるが、この準則が、課税形態選択の問題に適用されるなら、租税の効果が、この限界的一致の条件をこわさないような、課税形態が選択されなければならないことになる。<sup>(1)</sup>このようにして、特定の課税形態が、厚生<sup>(2)</sup>の喪失をもたらすかどうかを、租税の「超過負担」という観点から論ずることになった。

さて、このような租税の「超過負担」という観点からのアプローチは、すでに、イタリア財政論のなかで、E. Barone によって展開されており、かれは、個人に同額の租税が賦課される時、個別消費税が所得税よりも大きな超過負担をもたらす、ということを指摘していた。そして、この問題は、その後イタリアの財政学者によって、継承<sup>(3)</sup>発展が行なわれたのである。

しかし、英米派財政論においては、これよりいくらかおくれ、M. F. W. Joseph によって、この問題の、より現代的なアプローチが展開され、<sup>(4)</sup>その後、ここでも、多数の論議が、繰りかえされたのである。しかし、これらは、基本的には、さきの Barone と、同じ手法によるという意味で、Barone 分析とよんでよいであろう。<sup>(5)</sup>

さて、われわれが、問題を配分部門に限定するかぎり、資源配分の効率性を期待するならば、個人の選好パターンに照応して、公共財・サービスの費用の配分が、政治的プロセスを通じて、決定されなければならない。したがって、この過程では、課税が、できるだけ中立的であるべきこと、つまり、市場メカニズムに対して、意図しない干渉が加わらないことが要求されるであろう。<sup>(6)</sup>

Barone の分析は、租税の賦課が、特定商品かあるいは所得にか、いずれに課されても、個人の機会の範囲を、縮小することを、直接に示唆するのであるが、税の中立性(効率性)原則からするならば、租税がいずれの形態をとろうとも、それは、その真の意味における、負担を最小にするものでなければならない。このような見地から、分析の出発点として、所得課税と消費課税とは、どちらがより中立的か、すなわち、どちらの形態が、 $\wedge$ 超過負担 $\vee$ が小さいか、という問題が提出されたのである。われわれはまず最初に、Barone アプローチについて、Joseph の図形を<sup>(7)</sup>かりながら考察をすすめよう。まず第一図において、 $M_1$ 点はある消費者の最初の均衡点である。かれは財A、Bを、 $M_2$ 点で決定された数量だけ消費しており、この点で、二財の限界代替率が、予算線PP線によって決定される、有効需要に等しくなる。さて、いま、貨幣所得および生産物価格が不変のまま、消費税がAに賦課されるとき、新しい均衡点は、新しい予算線PSと、より低次の無差別曲線 $U_1$ との接点 $M_2$ に移る。つぎに、これと同じ税収を所得税で徴収するとき、予算線はRR線へシフトし、均衡点は、RR線が無差別曲線 $U_2$ と接する $M_3$ で与えられる。そして、 $U_2$ は $U_1$ よりも高次であるから、所得税は、中立性の原則に、より接近しうるものであり、消費税より



(第一図)

も、高い厚生をもたらすという、結論が導出されたのである。

このように、一般的には、消費税は、市場の価格メカニズムに介入して、資源の最適配分をゆがめ、同額税収を期待する所得税制度のもとでよりも、納税者の状態を改悪するということになる。J.R. Hicks が *Value and Capital* (1939) のなかで消費者余剰の問題に関連して、消費税に対する所得税の優位性を証明しようとしたとき<sup>(8)</sup>、本質的には、この観点からのアプローチを、試みたものであった。

さて、以上の Barone アプローチは、次のような弱点を、内包していることが、指摘せられるであろう<sup>(9)</sup>。まず第一に、このアプローチは、消費税にせよ、所得税にせよ、ともかく租税の賦課が、個人の機会を消滅させるということ、すなわち、個人の満足は、仮定上、第一図における、無差別曲線  $U^1$  と  $U^2$  と  $U^3$  等との、差額によって示されている大きさだけ、税の結果として、減少するのである。ところが、この仮定を、一般均衡論の立場からみると、もはや、その正当性は失われ、所得税あるいは消費税の、消費者一般の厚生削減効果の導出は正しくない。第二に、Barone アプローチは、課税がない場合の、理想的な資源配分状態を、仮定していることである。しかし、もし、最初の資源の配分状態が、理想的でなかったとするならば、個別消費税は、その状態を改悪する可能性をもつと同時に、それを改善する可能性をも、もっているはずである。

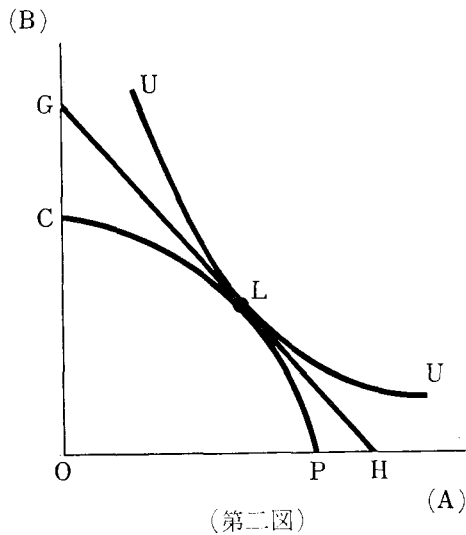
初期の超過負担論が、このような弱点をもっているとするれば、当然、新しい超過負担の分析手法が展開されなければならなかった。われわれの考察は、次に、Barone 分析の修正をねらった、もう一つの超過負担分析に移ろう。

## 二

部分均衡論の立場から論議された、Barone アプローチに対して、従来の超過負担分析を、するどく批判しながら、新しいアプローチを展開したのが、Earl R. Rolph および George F. Break, J. M. D. Little, Milton Friedman<sup>(12)</sup>であった。これらはいずれも、分析用具として、生産可能性概念を援用して、問題をより明確にしようとしたものであり、したがって、このアプローチを、Barone 分析に対して、生産可能性分析とよんでよいであろう<sup>(13)</sup>。

この分析では、まず、単なる租税の賦課が、いかにして、社会への機会を変更しうるのかという、疑問を提出しながら、租税それ自体は、利用可能な実質資源量や、それら資源を雇用することのできる技術の範囲を、修正するものではない、という観点から、社会ならびに典型的な個人あるいは消費者の、一定の生産可能性を明示的に仮定し、そこから分析を展開したのである。

たとえば、Friedman は、伝統的な Barone アプローチが、いわゆる部分均衡の観点から展開されており、したがって、技術的生産可能性を無視し、そして、税収の用途を考慮にいれないことをつき、これらの結論が、単一の個人のケースには妥当するけれども、このような、部分均衡分析が、全体社会に、一般化されえないものであることを指摘した<sup>(14)</sup>。消費税の賦課が、生産可能性フロンティアの位置を、変更しないという点を強調しながら、ここでは、生産可能性概念が超過負担分析のなかに統合され、一般均衡論の観点から、理論的展開が行なわれたのである。さて、第二図において、CP は、生産物 AB の交換関数であり、これは、L 点で、無差別曲線 DU に接している。この点では、生



(第二図)

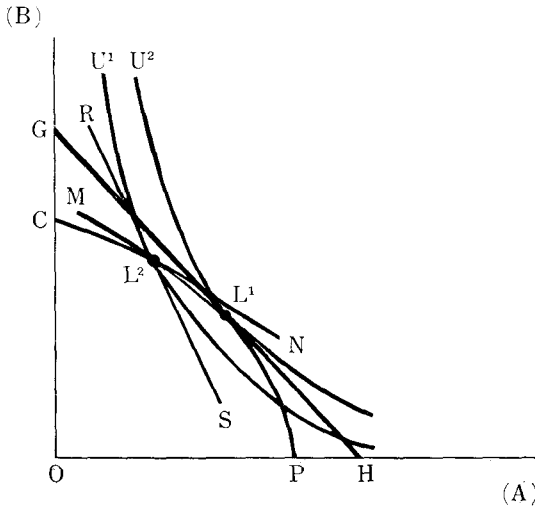
換曲線と考えることができるであろう。したがって第二図は、比例所得税が課税される前、ならびに課税後の、状況を示すのに用いることができる。

さて、個人所得課税のもとでの、均衡点は「であるが、消費税は、消費者の支払価格と企業の受取価格との間に、ギャップを生じさせるため、個人の消費における代替率は、生産者の販売における代替率とは、一致しないであろう。

しかし、最適消費者均衡は、消費無差別曲線が予算線に接すること、すなわち、個人の購買における代替率が、消費における代替率に、均等することを要求すると同時に、最適生産者均衡の条件は、生産可能性曲線が、一定収入線に接すること、すなわち、生産者の販売における代替率と、生産における代替率とが、均等することを要求する。

産および消費双方の、限界代替率が均等になるから、A, B二財の間の、消費の均衡が達成されている。いま、必要な税収を、所得税(比例所得税)で徴収するとしよう。租税の中立性効果は、税収の使途に依存するであろう。もし、税収が第三の経済財、Dの生産に投入されるとすれば、AD財の新しい変換曲線は、Dの生産量によって決定されなければならないが、重要なことは、変換曲線の変化が、Dの生産量にだけ依存し、収入調達手段としての課税形態に依存するのではないということである。Dの大きさを固定する場合には、新しい変換曲線は所得課税方式でも、消費課税方式でも、同一であろう。そして、CLPは、Eを生産するための、資源控除をした後の、変

第三図における「」は、このような、消費課税制度のもとでの、以上の条件を満足させる、消費者ならびに生産者の、最適均衡点である。RSは消費者の予算線であり、MLは生産者の一定収入線である。そしてこの二線の乖離は、消費課税に起因している。「」は「」よりも低次の無差別曲線上にあり、より低い厚生しかもたらさない。もし、「」が完全競争均衡点であるとすれば、「」での消費をもたらす消費税は、「」で、より大きな消費をもたらす所得税よりも、資源配分の効率性という観点から、社会的に望ましくないことになる。しかし、もし、最初の状況が、他の租税か、不完全競争等の要因のために、最適状態にないとすれば、財Aに対する消費税は、消費点を「」の方に移動させ、



(第三図)

消費者の厚生を増大させるかもしれないであろう。  
 効率性の観点から、所得課税と個別消費課税の優劣を、分別に指摘することは、明らかに不可能である。その判定は、課税前の最初の均衡点のような、ある種の考慮に左右されるであろう。

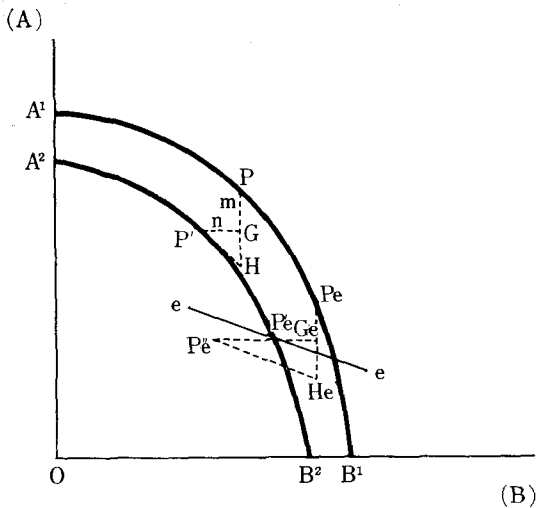
要するに、生産可能性アプローチが指摘したところは、個別消費税は、課税がもたらした相対的価格の変化が、異った消費パターンを生ずるときにはじめて、所得税と異なるのであって、代表的個人は、同一の生産可能性フロンティアにとどまるということである。消費課税は、新しい均衡点か、パレート最適の必要限界条件が、十分に満足される位置から、より遠くはなれている場合のみ、より大きな負担となるわけである。特定の

消費税が、このような効果をもつか否かは、課税前の状況の特質に依存しているのであり、したがって、ある場合には消費税は所得税に比較して、より大きな負担をもたらす、他の場合には、逆であって、Barone アプローチが示したような、一般的結論をアプリアリに下すことは、できないのである。

三

生産可能性アプローチのなかで、特に、Rolph-Break および Friedman の分析は、明示的に、同等な個人の社会を仮定しており、Little でもまた、これが分析の条件として、明示的にはふれられていないものの、インプリシットに考慮されている。われわれも、ここでは、あらゆる点で同等な個人が、構成する社会を仮定したうえで、Barone アプローチおよび生産可能性モデルにおける政府の位置について、Buchanan の指摘にならないながら、<sup>(16)</sup>これを検討してみよう。租税問題を論議するためには、政府を、一経済単位として、考慮しなければならぬのであり、政府の経済的特質、さらには、財政的行動の性格を、明確にすることが必要であるが、これらの重要なステップは、しばしば看過されてきたのである。

さて、まず、政府が、実質的財を購買するケースを考察しよう。個人はすべての点で同等であり、他の財政的操作は行なわれないことを仮定し、さらに単純化のために、 $AB$  二財の実物経済を考えよう。そして、政府は、 $\Delta$  を  $E$  単位、 $B$  を  $\rho$  単位需要して、租税を現物で徴収するが、徴収された財は、個人の行動に影響を与えないような方法で、使用されるものとしてしよう。第四図において、 $A_1B_1$  線は、課税前の、個人の生産（消費）可能性フロンティアであり、かれの最初の位置は、 $P$  点にあるとする。そして  $A_2B_2$  線は、租税徴収後の個人の私的消費可能性曲線を示す。 $A_1B_1$  線上のすべての点、たとえば  $P$  は、 $A_2B_2$  上のそれぞれ単一の点、たとえば  $P'$  のような点に対応している。いま、



(第四図)

課税前の状態を  $P$  として、政府が  $A$  を  $m$  単位需要し、 $B$  を  $n$  単位徴収するとき、個人は  $P$  に移動しなければならない。いま、 $A$  を貨幣的商品とし、そして政府は、 $A$  の単位で、その租税を徴収するが、やはり集合的用途のために、 $A$  を  $m$  単位、 $B$  を  $n$  単位だけ、欲求するものと仮定しよう。つまり、現物の所得税のケースである。これらの条件のもとで、必要な  $A$  の数量は  $PH$  であり、政府は  $PG$  を留保し、 $GH$  を  $B$  商品と市場でトレードするのに使用する。そして政府は正確に  $n$  単位 ( $P', G'$ ) を受取ることになる。この所得税が、個人の行動に、何らの影響も与えないことを仮定すれば、消費可能性曲線は、 $P'$  で無差別曲線に接するはずである。いまここで必要な租税を、 $A$  商品に対する消費税

で、徴収することになれば、その租税の結果、個人の消費における、二財の代替率は変化せざるをえない。二財の、このような価格比の変化は、個人の最初の生産の組合せを、 $P$  から移動させる。生産が  $A$  から  $B$  にシフトされるにしたがい、 $B$  の費用価格は相対的に大きくなる。しかし、個人の無差別曲線に関する、一般的な仮定にたてば、かれの最終的な位置では、消費税が課せられる、 $A$  の相対価格は、上昇するはずである。換言すれば、 $B$  の生産増大にともなう、その相対的費用価格の上昇は、 $A$  に対する租税に誘発された、課税後の、 $B$  の相対的価格の下落を、十分相殺することはできないであろう。そして、個人は  $P'e$  に示された、生産の組合せに対応する、 $P'e$  で示されるような、新しい均衡点に達するのであり、課税後の相対的価格比



は、 $ee$ 線のように示されるであろう。

さて、二税の税収を比較してみると、政府が  $A$  を  $m$  単位、 $B$  を  $n$  単位購入するに必要な、所得税収入は  $P_H$  であつたが、同一の政府購入をするに必要な消費税収入は  $PeJe$  である。これは  $P_H$  より小さく、したがつて、一定の財の調達に必要な消費税収入は、所得税収入よりも小さい。つまり、定義上  $P_G = PeGe$  であり、同様に  $P_G = PeGe$  である。したがつて、 $ee$ 線の勾配は、 $P_e$  と  $H$  を結ぶ線の勾配よりも小であるから、 $PeJe$  は  $P_H$  よりも小でなければならぬ。結局は、同一量の政府財・サービスを、購入するのに必要な税収は、個別消費税の方が少なくてすむことになる。

ところで、さきの伝統的な超過負担分析は、所得税と個別消費税が、同じ税収をもたらず、という前提から出発したのであるが、Buchanan のモデルでは、同等の貨幣的収入をもたらず二税が、異つた政府実質財・サービス総量をもたらすことを示している。もし所得税で  $P_H$  を徴収するなら、政府は  $A$  を  $m$  単位だけ、 $B$  を  $n$  単位だけ確保する。いま、これと同額の消費税を徴収するとしよう。  $PeHe$  を  $P_H$  に等しくとれば、政府は、 $PeHe$  を徴収することによつて、 $A$  を  $PeGe$  だけ保有し、そして、 $GeHe$  を、 $GeP'e$  の  $B$  とトレードすることができるであろう。消費点  $P'e$  は、もとの消費可能性フロンティアの内部にあることになる。したがつて、二税の貨幣収入が同等である、という前提にたつかぎり、消費税の賦課は、所得税の場合の消費可能性フロンティアの内側に、別の、新しい、消費可能性フロンティアを形成させることになる。それゆゑ、結論としていえることは、この極端に単純化された二財社会では、所得税と同じ貨幣的収入をもたらず消費税は、私的消費可能性をより大幅に縮小するであろうといふことである。<sup>(17)</sup> 消費税には、単に消費者の購入パターンの歪みから生ずるものを超えた、超過負担があるわけである。なお、以上の分析の結果を、多数財社会に一般化することは、それほど困難ではないであろう。<sup>(18)</sup> そして、通常のケースでは、消費税の、

差別的な $\wedge$ 所得 $\vee$ 効果が存在するであろう。したがって、多数財社会についても、一般的には、政府がある選択的な租税制度のもとで、実質的な財およびサービスを購入するとき、同等の収入をもたらす消費税と所得税とは、個人に対して、異った私的消費可能性をもたらし、普通のケースでは、消費税が私的消費可能性を削減する程度の方が大きいであろうということになる。

ここで、生産可能性アプローチが、最も妥当するモデルについてみれば、それには、(1)個人がすべての点で同等であること、(2)政府は、他のいかなる財政活動も企てないこと、(3)問題の租税収入は、個人の行動に、追加的な影響を及ぼさない、完全租税相殺的補助金の形態で、個人に返却されること、という三つの単純化のための仮定が必要である。したがって、このモデルでは、 $\wedge$ 超過負担 $\vee$ あるいは、 $\wedge$ 所得効果 $\vee$ はありえない。政府の実質的な財・サービスの購入はなく、変化の前後を通じて、私的利用のための総資源量は変化せず、二つの租税形態のいずれの場合でも不変のままである。

このモデルから導出されることは、提案された行動以前に、パレート・オプティマイリーの必要限界条件が、すべて満足されているとすれば、消費税が差別的負担をもたらすのは、ただ、それが、個人的嗜好によって示される最適から、消費のパターンをシフトする傾向があるからである、ということである。このことから、もし、最初の位置において、これらの限界必要条件がみたされていないときは、これら二税の厚生に対する相対的效果については、なにも指摘することはできないことになる。個人は同じ生産—消費可能性曲線上にとどまるから、 $\wedge$ 所得 $\vee$ 効果は存在しない。そして、代替効果が、課税前に支配的であった条件に応じて、個人の厚生を改善するか、改悪するであろう。しかしながら、この平等な社会という極端なモデルでは、最初の位置が、オプティマルであるということが前提になっている。嗜好と要素才能が同等な個人から形成され、そして、個人の生産関数と總体的生産関数とが比例的に

同等であるような社会では、トレードはありえない。個人は個別的に、それぞれの消費の限界代替率を、生産の限界代替率に調整していくであろう。このようにして、このモデルにおいては、競争や独占の条件を論ずることは意味がないことになる。そして、政府が相殺的消費税を課するのではないかぎり、新しい消費税の賦課は、同額の所得税よりも、常により大きな負担を生じるのである。<sup>(20)</sup>そして、差別的な負担は、 $\wedge$ 所得 $\vee$ 効果の意味における、 $\wedge$ 超過 $\vee$ 負担ではない。個人は、依然、同じ生産—消費可能性フロンティア上にとどまっているのであり、この場合、負担は、個人の消費パターンのゆがみ、つまり、租税がもたらした、相対的価格の変化による、代替効果から生ずるだけである。このようにみると、実は、この極端なモデルこそ、同等の租税をもたらず、二税の厚生効果について、われわれがある程度明瞭な結論に達しうる、唯一のモデルにはかならないことになる。ここでは、最初の位置がオプティマルでなければならぬから、所得税は明らかに消費税よりもぞましい。同等の消費税のケースに比較して、それは、だれをも改善し、だれも改悪しないからである。

さて、このモデルのきびしい制約をゆるめるならば、説明上の有効性がそこなわれるであろう。もし個人の嗜好が要素才能が、それぞれ異なる場合には、個人の間にはトレードが生じ、個人はトレードを通じて、自己の私的生産可能性フロンティアの、全く外部にある、消費可能性フロンティアに到達することができる。しかし、トレードが生じるとき、個人は、その市場位置によって、分類されなければならない。そして、相対的価格の変化は、種々の個人に差別的な効果をもたらすであろう。トレードの存在は、また、理想的状态からの乖離を生じさせ、したがって、いかなる分析も、一般厚生に対する、二税の相対的効果に関する、明確な結論には達しえないのである。最初の状況について、ある種の仮定のもとでは、意味があるにしても、ほとんど有用な結論には達しえない。たとえば、個人について、嗜好が異なり、要素才能が同等であると仮定するならば、最初の位置が、パレート・オプティマルであるかぎ

り、消費税は、すべてのグループに、差別的負担を課すことになり、最初の位置が、この意味で△効率的▽でないならば、消費税は、新厚生経済学の、補償原理の妥当性が承認される場合のみ、より大きな負担をもたらすことになるであろう。もし個人の要素才能が異なるとすれば、最初の位置についての、どのような仮定も、分析から分配効果を排除しないであろう。

われわれは、厚生分析に直接結びついて展開せられた、伝統的な超過負担アプローチに対する、サーベイを、Baroneアプローチと生産可能性アプローチについて、試みてきた。もちろん、より有用な超過負担アプローチの展開が試みられてはいるが<sup>(21)</sup>、ここでは、伝統的な分析の二つのものを対比することによって、超過負担論の特質を明らかにすることを主眼とした。

#### 四

伝統的な厚生分析は、考察された通り、直接税体系と間接税体系の比較について、△超過負担▽の観点から、その効果の分析をねらったものであつて、直接的には、租税制度と個人の財政的選択の問題にふれようとしたものではなかつた。われわれの考察は、ここで、特に公共財理論のなかで展開されている、租税制度と個人的選択の関係という、現代財政理論の新しい領域に移ろう。この考察の目的は、個人が政治的な意思決定過程への参加を通じて、公共財・サービスを必要するとき、選択的租税制度（直接税制度と間接税制度）が、個人の行動に及ぼす効果を明らかにすることである。この問題に関する、新しい一つの注目すべき理論的展開は、最近の、Buchananの貢献<sup>(22)</sup>によって示されているが、ここでは、かれのモデルを中心にして、特に比例所得税と消費税をとりあげながら、この問題を検討していくことにしよう。

まず、われわれは単一の集合財・サービスをとりあげ、そして、そのポラー・ケースとしての、便益不可分性の特質を前提としよう。したがって、財の集合性ということから、配分上の $\wedge$ 最適性 $\vee$ は保証されない。すなわち、課税—価格づけのプロセスにおいて、パレート最適の必要限界条件はみたされないであろう。より現実的には、公共財・サービスの供給は、特定の公共経費の決定とは無関係の、ある特別な課税制度を通じて行なわれるのであり、そして、この方式のもとでは、個々の限界評価が、総支出の集合的決定への個人の参加に反映されているとき以外は、個々の限界評価とは、直接的には結びつかないある種の方法で、総費用を納税者の間に分担させなければならぬ。このような設定のもとでは、個人は、供給される公共財の、各々の予想数量に対する、自分自身の租税費用を評価することができる。さらに、ここで、公共財の租税—価格は、数量とは関係なく不変であるという仮定を追加しておく。

- 1 さて、まず最初に分析されるべき、不変の租税—価格のモデルは、次のような特質をもつものである。すなわち、その租税は新規に賦課されること。
- 2 租税からの収入は、単一の公共サービスの調達に、明確に指定されていること。
- 3 この公共財・サービスからの便益は、現在享受されること。
- 4 個人に対する、公共財・サービス—単位当りの税額は、かれ自身、あるいは他の個人の、集合的選択の行動とは無関係であること。
- 5 個人に対する、公共財・サービス—単位当りの税額は、かれ自身および他の個人の、市場選択における行動とは無関係であること。
- 6 個人の総租税支払額は、その社会が、供給することを選択する、集合財の数量に、厳密に依存すること。

このような仮説は、現実の財政構造のなかでは、ほとんど経験することはないであろうが、分析の出発点として有用であり、このような内容をもった支払方式によって、はじめて、個人を、市場機構における購買者の立場と類似した方法で、公共財の調達に直面させることになるであろう。<sup>(23)</sup>

さて、このような制度は、完全競争市場での、普通の市場価格づけの際に、個人が直面する状況に類似している。そして、このモデルは、個々の投票者―納税者―受益者に、自分自身の租税の支払額と、受けとるべき便益との、より直接的な関係を、認識させるはずである。納税者は、租税収入を徴収しようとする、ある一般的な社会的決定と、全体社会への財・サービスの供給との間に、一対一の対応関係があるということを、認識して選択をする。しかし、その場合、もちろん、個別的な市場の意味での、一対一の対応関係を確保することは不可能である。

このような、個人的費用と個人的便益との、もっとも直接的な関係を認める財政モデルでの分析手法は、個人が、その市場の選択対象について、十分な知識をもって行動するということを、意味するものではない。しかし、それにもかかわらず、このような選択には、私的費用と私的便益との、直接的な対応関係を、具体化する特質が残されており、この特質は、集合的な決定過程には、種々の程度に欠如しているものなのである。組織化された市場の、個人的行動を、集合的選択制度を評価する、有用なベンチ・マークたらしめるのは、合理性についての仮説よりも、むしろ、この市場の中心的特徴にほかならない。

また、さきの財政的モデルでは、個人が合理的に行動するという仮定は、設定されていない。分析の出発点として、 $\wedge$ 最適合理性  $\vee$  optimal rationality を仮定する必要はないわけである。むしろ、われわれは、種々の財政構造を、ある理想  $\vee$  からの離脱として、考察することができる。そして、この場合の分析は、実証的なものであって、究極的な財政的改革について、規範的な、いかなる推論も導出される必要はないのである。

さて、われわれは、ここで、本質的な特徴において、不変の租税—価格のモデルに類似している、租税制度を考察する。ここでは、それらの制度の一つとして、比例所得課税をとりあげることとする。このモデルでは、さきの、不変租税—価格の制度における特質のうち、(1)～(4)の制約はそのまま保留されるが、(5)および(6)の制約は、次のように修正される。

(5) 個人に対する、公共財・サービスの一単位当りの租税額は、ある程度まで、市場選択における、自分自身および他人の行動に依存している。

(6) 個人の総租税負担額は、その社会が供給することを選択する、集合財の数量、およびかれが支払を要求される、単位当りの租税—価格に依存している。

すなわち、個人にとって、公共財一単位当りの租税—価格は、かれの行動とは全く無関係ではない。公共財に対する、個人的需要を検討する際に、もはや、個人を、単なる、市場における私的財の購買者に類似した、固定租税—価格に反応する、概念上の数量調節者として、扱うことはできないのである。

さて、個人所得課税のもとでは、個人は自分に対する租税—価格を、かなりの程度、修正することができる。特に、比例所得課税の場合には、個人の総支払額は、二つの要因によって決定される。第一は、提供されるべき公共財の数量に対する集合的決定である。もちろん、この決定には、個人は直接的、あるいは間接的に参加しているものと考えられる。そして、第二に、租税負担額が、租税当局によって定義され、判定されるとき、それは、個人の受取個人所得の大きさによって決定される。そして、この二変数が知られているとき、個人の総租税負担額と、公共財一単位当りの、租税—価格とは算定が可能である。

つぎに、このような財政的セッティングのもとで、個人が直面する問題を考察しよう。もし、租税が、個人の課税所

得の稼得行動に、影響を与えるものとすれば、個人は、その税率に関する、ある予測にもとづいて、決定をしなければならぬ。しかし、個人が、自分の所得に対する特定の税率を予測し、それに調整していくとしても、同時に、かれが、公共財一単位当りの、特定の租税—価格を予測して、それに調整していくとすれば、そこでは、内部的な矛盾を免かれないであろう。かれは、他の納税者とともに、租税ベースを変化させる力をもっているから、ある特定の税率からの、税収額は不定であり、したがって、この税収によって購買される、公共財の数量もまた、不定でなければならぬ。逆に公共財について、その特定数量が予測されるならば、この数量の調達にみあう、税収を可能にする税率は、個人が自分の市場行動によって租税ベースを修正させる財政構造を、前提とするかぎり、これまた不確定である。いま、単純化された便益不可分性の特質をもつ、典型的な集合財のケースを考えよう。課税形態は、個人所得に対する、比例課税である。この公共財を、何らかの方法で、数量化することができるとすれば、この財についての、個人の需要表が存在するはずである。しかし、個人が、ある投票過程における決定をする際に、考慮しなければならぬ、公共財一単位当りの $\wedge$ 供給価格 $\vee$ すなわち $\wedge$ 租税—価格 $\vee$ は、いかにして決定されるのであろうか。もし、その個人の所得に対する税率が、公共財供給量に対する、集合的決定とは、無関係に設定されるとすれば、問題は、ずつと単純化されるであろう。ここでは、個人は、相互に関係のない、二つの決定を行なうことになる。すなわち、租税を考慮にいれた、所得稼得に関する決定と、集合的な公共財の、適正な、供給量に関する決定である。このうち、個人の、第一の決定については、比較的容易に考察できるのであろうが、第二の選択行動の考察は、それほど簡単ではない。個人は、その支払うべき、租税—価格を評価しないでは、集合財の $\wedge$ 均衡数量 $\vee$ を決定することはできないのである。<sup>(24)</sup>

いづれにしても、これら二つの決定は、理想的には、同時的に行なわれるのでなければならぬ。したがって、個



人は、公共支出の各々の水準に関して、租税—価格と自分の所得との比率を評価し、それから、稼得所得の額、および公共支出の規模を、決定しなければならぬことになる。<sup>(25)</sup> 一個人集団においては、選択行動のこの同時性は、合理的な意思決定の、一つの特徴とみなされている。そのような個人は、利用可能な、各々の選択対象に対して支出される、潜在的所得の限界単位あたりの効用を、均等にするように行動するはずである。このような一個人集団では、 $\wedge$ 公共 $\vee$ 財と $\wedge$ 私的 $\vee$ 財とは同じものであることはいうまでもない。

しかし、われわれがここで関心をもっているのは、一個人集団としての、個人の行動ではない。個人は、他の私的財とともに、余暇を購入し、これらを私的に消費し、そして、集合財を購入して、これを、その政治的社会的構成員と、共同で消費する。消費者選択の原則は、もはや、ここでは、直接的には適合しない。ここでは、公共財を供給する費用を、総体的なチーム、ないしは、単位当りのチームで、個人が直面する私的な租税—価格へと、単純に変形することはできないのである。

また、一個人が、租税ベースを修正するために、その行動を変えることで、自分の租税負担額を、変更しうるものとすれば、その集団の他の構成員にも、同様のことが認められなければならない。したがって、特定の個人の租税負担額は、その集団の、他のすべての人々の反応に依存することになる。個人が公共財を購入しうる条件は、たとえば、租税ベースを変更するために、自分の行動を変えないとしても、あらかじめ、正確に予測することは、不可能である。つまり、個人の所得が、外生的に固定されているとしても、その集団の、他の人々の行動から生ずる、租税ベースの可変性のために、租税—価格の変動可能性が、依然として存在するわけである。それゆえ、個人の財政的選択は、たとえ、集合的決定における、共同的参加と、公共財便益の結合消費という必然的特質を別にしても、相互依存的事であることを免れない。

しかしながら、この相互依存関係にもかかわらず、特に、多数者集団においては、このモデルでは考慮されていない、ある行動要素に注目しなければならない。すなわち、個人は、集団の他の人々に相対して、戦略的に行動する誘因をもたないということである。かれは、自分の集合的決定の活動、または、租税に対する、私的市場反応において、公共財・サービスへの、真の選好をかくそうとはしないであろう。このような行動状況は、個人が、自分の行動が、他の人々の行動を、修正することができる、と判断する場合に、はじめて生ずるのであり、多数者集団のケースでは、この可能性はない。なぜならば、個々の納税者―受益者は、集団の構成員に、租税負担を分配することに、少なくとも、直接的には、決定権をもたないからである。この分配はある準立憲的過程を通じて、あらかじめ選択されている、租税制度によって決定される。もちろん、個人は自分が直面している租税―価格を、課税所得を稼得しないことを通じて、修正することができる。しかし、これらの行動による、間接的な影響力を、 $\wedge$ 戦略 $\vee$ を保証するほど、重要なものと考えする必要はないであろう。

さて、われわれは、個人的選択行動と、他の直接課税の、より詳細な分析については、これを別の機会にゆずらなければならぬが、比例所得課税についてのこの分析は、累進所得課税や総合消費課税についても、拡大していくことができるであろう。<sup>(26)</sup>

ところで、財政的選択における、個人的行動に対する、一般課税の、効果の分析は、いわゆる効率性基準による、順位づけから出発しているのではあるが、このような分析と、伝統的な厚生分析との、相違点と類似点が、看過されてはならない。セカンド・ベストの問題は、一応措くとして、民主的モデルにおける、投票者―納税者―受益者に対して、選択行動を、もつとも困難にする租税こそ、もつとも明白な、 $\wedge$ 超過負担 $\vee$ を生ずる租税にはかならない。ある租税が、特定数量の公共財を賄うのに必要なものを超過するような、厚生純損失を生ずる場合には、その租税は、

△超過負担▽を生じることになるのであるが、伝統的な超過負担理論は、この数量の適性、または、不適性を検討するものではない。それに対して、このモデル分析は、この点に、重点がおかれている。したがって、伝統的△超過負担▽分析とこの分析とは、相互に補完しあうべきものであり、公共的選択の決定において、あるいは、私的選択の決定において、いずれも、△効率性▽が、一つの基準として認められているかぎり、課税の一般性への弁護論が、強力に形成されることになる。

## 五

さて、われわれは、考察を、直接課税から間接課税に、移すことにしよう。そして、ここでも、さきの、直接課税のモデルにおける、諸制約を、保留することにする。

直接課税とは対照的に、間接課税では、納税義務者の行動上の反応、すなわち、最終的負担を、他の人々に転嫁することに關する反応について、かなり明確な予測をしたうえで、課税が行なわれる。したがって、租税の最終的帰着は、国庫の影響を、間接的にのみ受ける個人、すなわち、直接的に租税が課せられた集団のなかで、他の人の市場行動の修正から、その純租税負担が、由来するような、個人に帰属する。したがって、いかなる個人に対する租税負担額も、これらの媒体の行動に、直接依存しているのであるから、さきの制約の(5)は、次のように修正されなければならない。すなわち、

5 a、個人に対する公共財一単位当りの租税額は、市場選択における、社会の他のメンバーの行動に、直接依存している。たとえ、それが、自分自身の、市場選択における行動、そしてまた、他人の、間接的な市場反応と無関係であるとしても。

個人は、公共的に供給される、財・サービスの実質的費用の負担者として、直接的、個別的に賦課されるのではないから、公共財の利用と入ひきかえ $\vee$ に、国庫に、直接的に、資金を支払う、という感覚はない。個人は、通常、自分が市場選択をする条件が、租税によって、修正されるといふ事実を、部分的には意識している。しかし、自分の租税負担額を算定するためには、直接税制度のもとで、必要されるもののほかに、ある種の考慮が必要である。それは、まず第一に、課税前と課税後の、市場選択条件を区別することであり、次にその相違を、費用、あるいは、租税—価格等に、移し変えなければならないということである。

さて、われわれは、ここでは、間接課税制度のうちで、消費課税をとりあげ、個人の選択行動を検討することにし<sup>(2)</sup>よう。多くの差別的消費課税は、種々の生産物の、販売、利用、あるいは、消費に課税するものである。そして、ここで検討するのは、単一商品に対する間接課税収入で、ある新規の公共財が調達されるとき、効用極大化をねらう、単一個人が、いかに行動するか、という問題である。ここでは、個人は公共財の集会的供給によって、負わされる租税—価格を、どのように評価するのか。単純化のために、集団の全構成員が、特定の単一商品を購買・消費すること、そして消費のパターンの差異は小さく、広い範囲にわたっては、反応パターンの相違を生じないということを仮定しよう。このようなモデルでは、公共財—単位当りの、個人の租税—価格は、特に複雑な、経済的相互関係のなかで、他の人々の行動に、直接的に依存することになる。個人は、租税—価格を予測するためには、いわゆる納税義務者の反応とを、予測しなければならない。また、小売段階における行動が、全体としての、資源供給者および生産物需要者の反応とともに、予測されなければならない。経済学のテキストは、予測される第一の調整が、課税商品価格の上昇によって、起ることを指摘している。商品価格は、単位当り税額だけ、上昇するであろうという、潜在的納税者の予測は、市場がかなり競争的であり、資源が高度に専門化されており、そして、供給調整に必要な時間が考慮にいれられる場合は、

大きく誤ったものとはいえないであろう。潜在的納税者は、この予測にもとづいて、租税に対する反応について、予測をすることができる。もちろん、ここには、総体的な租税ベースに関する、納税者間の、相互依存関係の問題が、残されてはいるが、少なくとも、すべての個人が、同様に行動するということを、予測するかぎり、代替的な租税制度に比較して、租税—価格を、ある程度正確に、評価することができるであろう。

個人の間に、反応の相違が予想されるときは、個別的な租税—費用の評価は、非常に大きな不確実性に遭遇しなければならぬ。ここでは、個人は、自分の課税商品の需要を、他人の需要と、比較、検討しなければならぬ。課税がもたらした、価格上昇に、もっとも効率的に反応することができる、消費者ならびに非消費者は、明らかに、公共財のいわゆる「特価品」を、手に入れるであろう。

また、部分的消費課税が調達方式であるようなモデルでは、特に市場選択における個人の行動は、かれの「集合的」決定の一部であるとみなせるであろう。すなわち、個人が、ある特定課税商品を購入するとき、かれは、二つの要素のパッケージ（その租税収入で調達されるべき公共財、ならびに直接的に消費される私的財）を承知のうえで、購入することになる。しかし、個人はこの単一商品に対する限界評価が、税込みの限界価格に、均等になる点まで、私的財の購入を拡大するために、このモデルは、誤った結果に導くであろう。その租税によって賄われる公共財は、また、個人によって評価されるという事実は、私的財に対する、個人の選択の限界に、何らの効果ももたないし、個人が、その市場行動を通じて、公共財供給の限界を、調整することはできないのである。この選択は個人が、独立的に行動する、購入者—消費者としてではなく、投票者—納税者—受益者として参加する場合に、はじめて生じてくるものなのである。

X X X

われわれは、これまで、租税—価格不変のモデルにおいて、公共財に対する個人の選択行動を、かなりきびしい制

約のもとに、考察してきたのであるが、このアプローチは、パレートの効率性基準にもとづいた、伝統的な超過負担理論と同様、租税制度の厚生分析に、密接に関連している。しかし、この分析では、租税制度を、経済的効率性そのものの観点から、順位づけようとしたのではない。このアプローチで不変の租税—価格というモデルを導入したのは、このモデルが、市場選択での、個人の行動に影響を与えないという、いわゆる、超過負担に関する、伝統的な配慮からではなくて、このような前提が、はじめて、個人が、正確な情報にもとづいて、選択対象を比較し、財政的選択をすることを、可能にするからである。

一般的にいえば、伝統的な厚生分析によって、 $\wedge$ 超過負担 $\vee$ が小さいことを示された、租税制度は、集合的選択の参加者としての個人にとっては、合理的な選択機構であろう。しかし、例外として指摘されることは、伝統的厚生分析が、差別的消費課税は一般消費税よりも、私的消費者の選択パターンを、大きくゆがめる、ということを指摘したのに対して、財政的選択アプローチにしたがえば、個人は、より一般的な租税よりも、部分消費税の方が、選択対象の、より合理的な考慮にもとづいて、望ましい数量の、公共財を選択するかもしれない。それは、この租税の差別的な性格そのものが、一般的課税の場合よりも、その効果と帰着を、正確に予測させるからである。

また、この財政的選択のアプローチの結論と、伝統的な厚生分析からの結論との、重要なちがいの一つは、セカンド・ベストの理論に関連している、といつてよいであろう。しかしながら、ひとしく、租税制度の厚生分析に密接に結びついているとはいえず、この財政的選択アプローチは、公共財理論の領域に、租税制度の分析を導入し、これによって、正に租税原則論のなかで、ひさしく懸案であった、租税負担の分配と、公共経費との、二側面を結合しようという意図が、積極的にとられたのである。もちろん、この制約的モデルが、直線的に、具体的な政策的提言には結びつかないかもしれない。しかし、それにもかかわらず、民主社会における、社会的選択過程に、より弾力的な選択

メカニズムを、導入していくためには、われわれは、このような、公共財理論の積極的な展開が、緊急に必要とされることを、強く指摘するものである。

註

- (1) 厚生経済分析の観点からの、課税形態の分析については、たよせは L. Johansen, *Public Economics*, 1968, pp. 303—320 を参照。
- (2) 課税の超過負担に関する、田厚生経済学および新厚生経済学の立場を含む、文献については、R. A. Musgrave, *The Theory of Public Finance*, 1959, pp. 141—142 n. を参照。また、D. Walker, “The Direct-Indirect Tax Problem: Fifty Years of Controversy”, *Public Finance, II*, 1955, pp. 153—176 をよめ。
- (3) たよせは G. Borgatta, “Intorno alla pressione di qualunque imposta a parità di prelievo,” *Giornale degli economisti*, (1929); M. Fasiani, “Di un particolare aspetto delle imposte sul consumo,” *La riforma sociale*, (1930) 第 4 卷 4 号。
- (4) M. F. W. Joseph, “The Excess Burden of Indirect Taxation”, *Review of Economic Studies*, VI, (1938—39), pp. 226—231.
- (5) cf. J. M. Buchanan, “Comparative Tax Analysis and Economic Methodology”, *Fiscal Theory and Political Economy*, 1960, pp. 151—153
- (6) ちからん、所得分配部門、経済の成長・安定部門について、それぞれの課税目的以外のところでは、当然、中立性原則が主張されるのである。
- (7) M. F. W. Joseph, op. cit, p. 227
- (8) J. R. Hicks, *Value and Capital*, 2nd ed., 1946, p. 41. 邦訳、五八頁。
- (9) cf. E. R. Rolph and G. F. Break, “Welfare Aspects of Excise Taxes,” *Readings in the Economics of Taxation*, (ed. R. A. Musgrave and C. S. Shoup.) 1966, p. 112
- (10) E. R. Rolph and G. F. Break, op. cit.
- (11) I. M. Little, “Direct versus Indirect Taxation”, *Economic Journal* LXI (1951) (イ) の論文、邦訳の “Readings

in the *Economics of Taxation* に収録されている。

(2) Milton Friedman, "The 'Welfare' Aspects of an Income Tax and an Excise Tax," *Journal of Political Economy*, LX (1952), (この論文は M. Friedman, *Essays in Positive Economics* のなかに収録されている。)

(3) cf. J. M. Buchanan, op. cit.

(4) M. Friedman, op. cit., *Essays in Positive Economics*, p. 104

(5) M. Friedman, op. cit., pp. 106—111

(6) cf. J. M. Buchanan, *Fiscal Theory and Political Economy*, op. cit., pp. 155 ff.

(7) J. M. Buchanan, op. cit., p. 158

(8) cf. J. M. Buchanan, op. cit., pp. 159—160

(9) ある個人が、生産において、財 A—1 単位を、B と代替する率は、経済が、 $\alpha$  単位の A を、 $\beta$  の  $\alpha$  単位と代替しうる率に、等しくなければならない。この条件は、活動の個人的スケールに対する、収入の差別を排除する。もちろん、このことは、専門化が、完全に存在しないことを示唆している。しかしながら、この極端な条件は、社会の生産可能性フロンティアを示すのに、個人の生産可能性フロンティアを、利用する場合には、事実上必要になる。

(10) 第三図においていえば、Friedman は、最初の位置が、 $L_1$  よりもむしろ、 $L_2$  にあるとすれば、消費税は所得税よりも、望ましいであろう、との述べている。しかし、 $L_2$  の最初の位置は、モデルの仮定からすれば、不可能である。真の同等な社会に近づけば、 $L_1$  は唯一可能な、その位置なのである。

(11) たゞし G. F. Break, "Excise Tax Burdens and Benefits," *American Economic Review*, XLIV (1954), pp. 577—594, 及び J. M. Buchanan, "Comparative Tax Analysis and Economic Methodology," op. cit., pp. 163—167

(12) J. M. Buchanan, *Public Finance, in Democratic Process*, 1967

(13) このモデルにおける、個々の特質をこの検討は、J. M. Buchanan, *Public Finance, in Democratic Process*, op. cit., pp. 23—27 を参照。

(14) ある極端なケースでは、個人は、コストが零であるかのように、行動することが考えられる。この場合は、便益の増分がプラスであるかぎり、かれは、すべての支出プログラムを、承認するであろう。しかし、個人は、たしかに、租税—費用と便益との関連に、気づいているので、このような行動の可能性は少ないであろう。



(25) 個人の、課税所得の稼得と、余暇または他の非課税所得を、享受することの選択は、追加的所得を確保しうる限界価格（それは、税率によって決定される）と、総所得水準に依存しなければならぬから、決定の二つの側面は、これを分離することはできない。

(26) cf. J. M. Buchanan, *Democratic Process*, op. cit., pp 38—43

(27) Buchanan のモデルで、分析の対象として、とりあげられているものは、部分消費課税のほか、法人所得税、一般販売課税であるが、ここで、法人所得税が、間接税として分類されているのは、この分析の目的が、集合的な財政的選択過程における、個人の行動にあるからである。法人は、それ自体では、参加せず、二次的なレベルでは、法人利益が、政治的決定に効果をおよぼすかもしれないが、法人は投票を行わない。したがって、法人所得に対する租税は、間接税として分類されている。